

社会的孤立に対する施策について

～ひきこもり施策を中心に～



ひきこもりについて

定義

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を示す現象概念。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低い。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

推計数

内閣府調査

(平成27年12月調査)

15歳～39歳までの広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人

※平成22年2月調査 広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者23.6万人

(平成30年12月調査)

40歳～64歳までの広義のひきこもり状態にある者 61.3万人、狭義のひきこもり状態にある者36.5万人

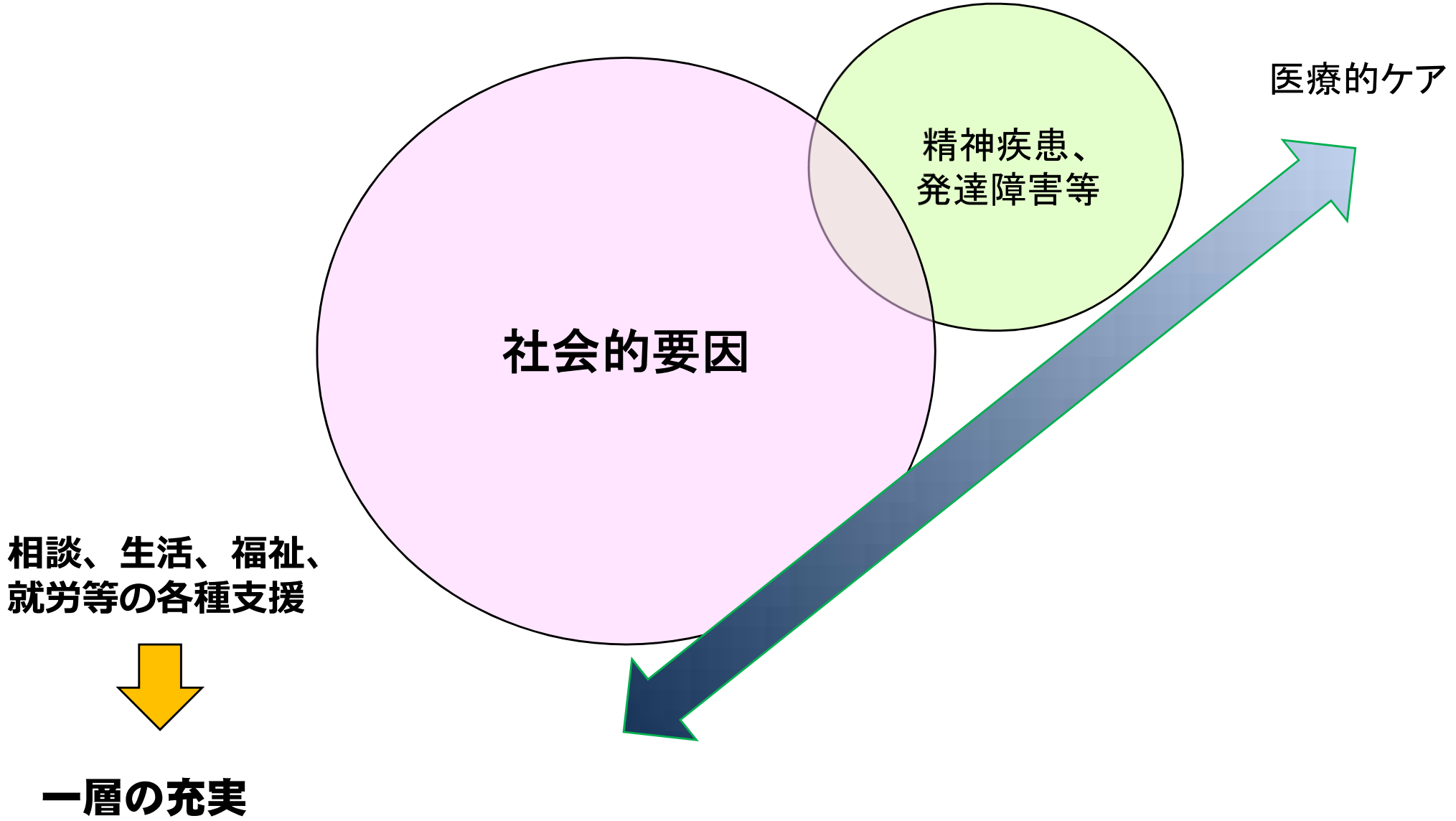
(上記調査結果における定義)

「ふだんどのくらい外出するか」という質問に対して

- ① 趣味の用事の時だけ外出する
- ② 近所のコンビニなどには出かける
- ③ 自室からは出るが、家からは出ない
- ④ 自室からほとんど出ない

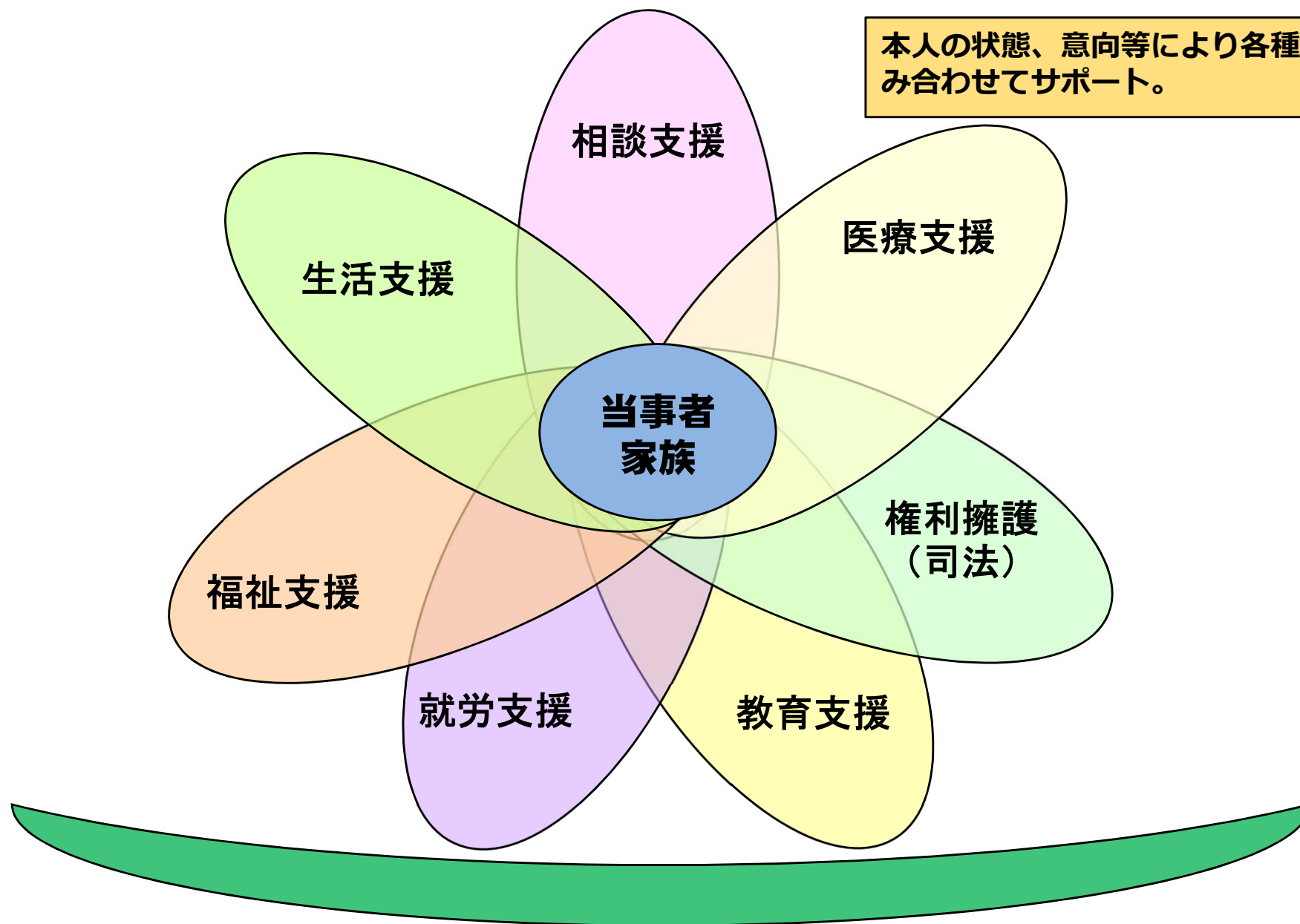
上記の②～④を選択した者を「狭義のひきこもり」、①を選択した者を「準ひきこもり」とし、それをあわせて「広義のひきこもり」としている。

ひきこもりの多様性について



住み慣れた地域における包括的な支援について

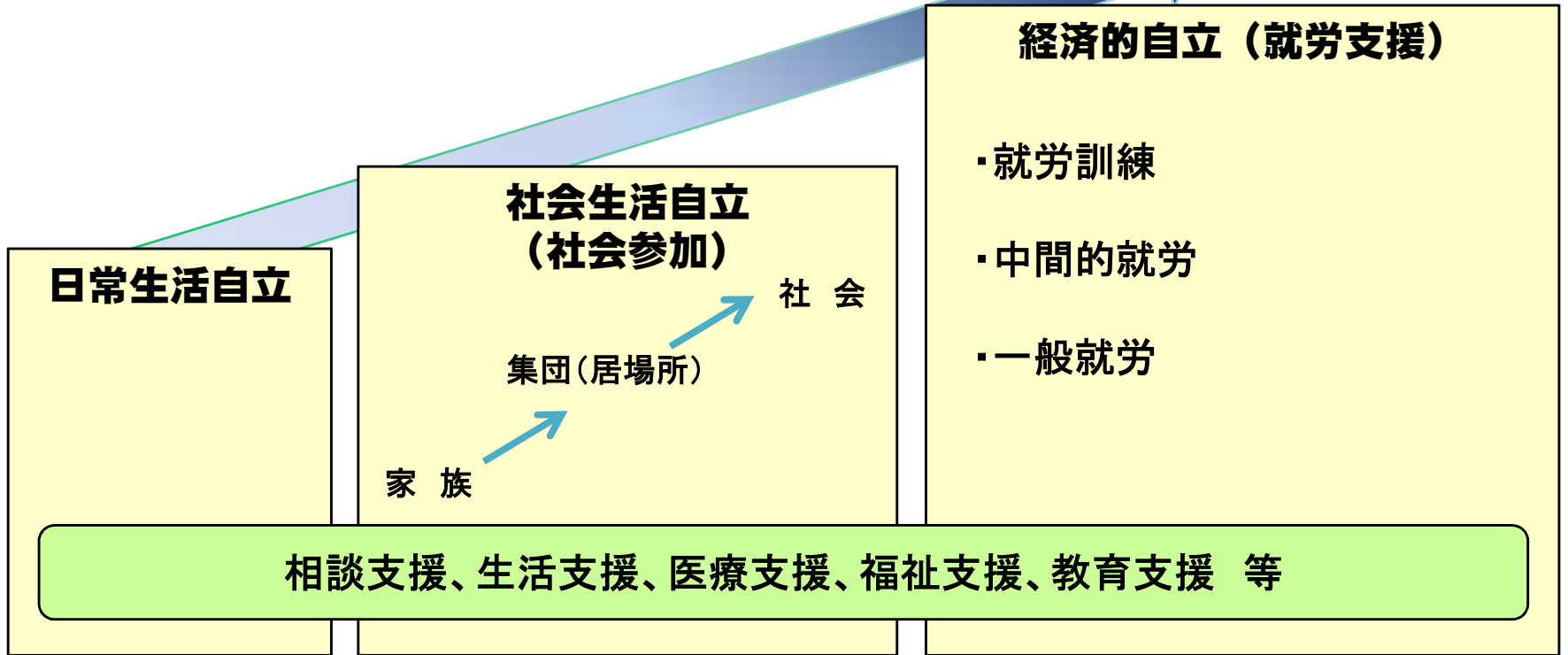
本人の状態、意向等により各種支援を組み合わせてサポート。



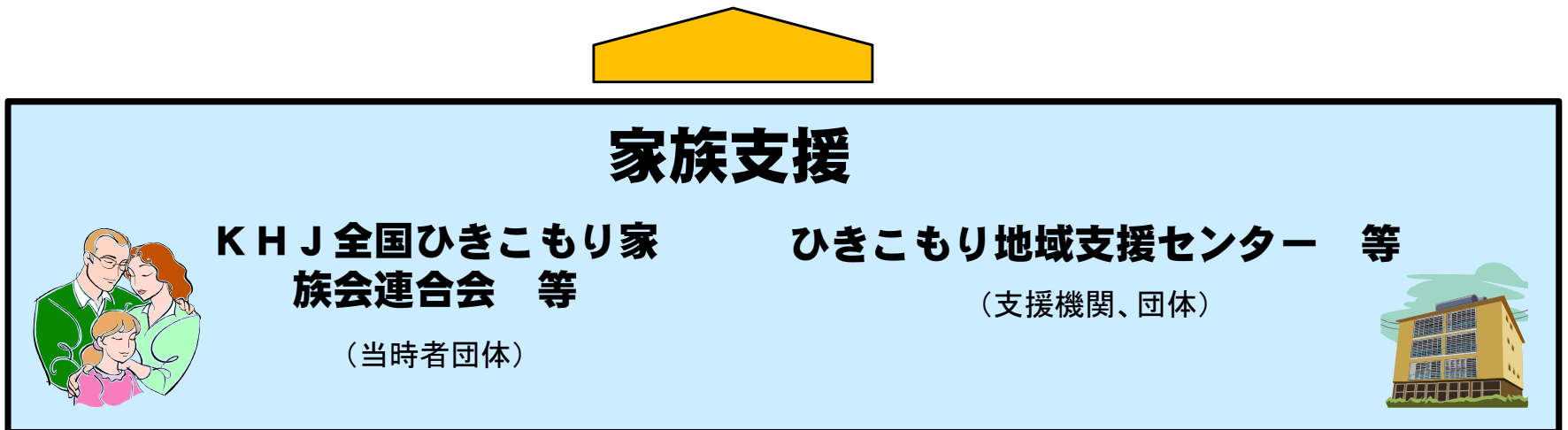
各分野が協力、連携した包括的支援、多職種支援

本人支援及び家族支援について

本人支援
(個別支援)



家族支援



ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）



ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した第一次相談窓口（相談窓口の明確化）
- ひきこもり支援コーディネーター（※）が、ひきこもりの状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ（自立への支援）
※社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士 等
- 関係機関との連携（包括的な支援体制の確保）
- ひきこもりに関する普及、啓発（情報発信）

【実施主体】都道府県、指定都市（NPO等への事業委託可能）

支援



相談

ひきこもりを抱える家族や本人

民間団体

家族会
NPO法人
民間カウンセラー

保健医療関係

医療機関
保健所
保健センター

教育関係

学校 教育委員会

関係機関との連携

福祉、行政関係

福祉事務所 市区町村窓口 地域包括支援センター 児童相談所 福祉施設 精神保健福祉センター 発達障害者支援センター 子ども・若者総合相談センター 自立相談支援機関

就労関係

地域若者支援センター
ハローワーク
障害者雇用促進関連施設

国

補助
〈補助率:1/2〉

全国

普及、啓発

H31年4月現在
67自治体（全都道府県・指定都市）

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業 平成25年度～ (30年度より拡充)

市町村

ひきこもりサポート事業

- 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信
- 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり
- ひきこもりサポーター派遣

地域



ひきこもりの状態にある本人、家族

情報発信
訪問支援



相談

研修修了者名簿の提供



都道府県・市町村

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業



【目的】

ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図る。

ひきこもり支援従事者養成研修

【研修対象者】

ひきこもり支援を担当する市町村職員
ひきこもり支援関係機関の従事者 など

【研修内容】

ひきこもり支援に必要な知識・技術等

ひきこもりサポーター養成研修

【研修対象者】

ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者
※資格等の要件はない

【研修内容】

ひきこもりに関する基本的な知識に関すること
(ひきこもりの概要(状態像等)、支援方法、支援を行う上での留意点等)